

議案第 35 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議について

兵庫県後期高齢者医療広域連合の組織強化及び後期高齢者医療制度の安定運営を図ることを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、次のとおり兵庫県内の全ての市町と協議する。

よって、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹内英昭

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

第 11 条第 1 項中「副広域連合長 1 人」を「副広域連合長 2 人」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。